

地域共生プラン・高齢者総合福祉計画・障がい者総合福祉計画の概要

計画の名称	地域共生プラン (地域福祉計画＋地域福祉活動計画 ＋成年後見制度利用促進基本計画＋地方再犯防止推進計画)	高齢者総合福祉計画 (老人福祉計画＋介護保険事業計画)	障がい者総合福祉計画 (市町村障害者計画＋市町村障害福祉計画＋市町村障害児福祉計画)
概要	少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などの地域社会を取り巻く変化や、多様化・複雑化する地域生活課題に対応するため、多様な主体が協働できる基盤づくりや地域福祉の推進を図るもの。	85歳以上の増加や現役世代の急減による医療や介護の需要増大に対応するため、高齢者が健康でいきがいを持ち、共に支え合いながら生涯活躍できる環境を整備するとともに、円滑な介護保険事業の推進を図るもの。	障がいのある人やその家族の視点に立ち、支援の質の向上を図るとともに、関係機関と連携しながら、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るもの。
位置づけ (根拠法令)	①地域福祉計画（社会福祉法第107条） ②地域福祉活動計画 ③成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項） ④地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）	①老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項） ②介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項） ③医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律第5条）	①市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項） ②市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項） ③市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）
計画期間	5年	3年	3年
主な内容	①地域福祉計画 ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進について ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進について ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備について ②地域福祉活動計画（全体に溶け込み） ・社会福祉協議会の行動計画 ③成年後見制度利用促進基本計画 ・成年後見制度の利用の促進について ④再犯防止推進計画 ・再犯の防止等に関する施策の推進について	①老人福祉計画 ・老人福祉事業の量の目標 ・老人福祉事業の量の確保のための方策 ・老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上 ②介護保険事業計画 ・介護保険料の算定 ・給付費等の推計 ・介護サービス等の利用者数及び利用量の推計 ・施設整備計画 ・保険料基準額の設定 ③その他 ・高齢者のいきがいづくりや健康づくりを推進する施策 ・高齢者が安心して暮らすことができる支援体制に関する施策等	①市町村障害者計画 ・障がい者のための施策について ②市町村障害福祉計画 ・障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価 ・地域生活支援事業の実績と評価 ・指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の必要な量の見込み ③市町村障害児福祉計画 ・障がい児通所支援・相談支援の実績と評価 ・指定通所支援又は指定障がい児相談支援の必要な量の見込み
基本理念	出会い つながり 支え合い みんな輝く やさしいまちづくり	家族の和、隣人の輪、地域の環 誰もが生きがいを持ち 共に歩み 支え合うまち かすがい	障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

